

衆議院 法務委員會 議 録 第 四 号

平成十五年三月二十六日(水曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 吉田 幸弘君

理事 漆原 良夫君

太田 誠一君 小西 理君

後藤田正純君 左藤 章君

笹川 堯君 下村 博文君

中川 昭一君 中野 清君

平沢 勝榮君 星野 行男君

水野 賢一君 保岡 興治君

吉川 貴盛君 吉野 正芳君

上田 勇君 徳田 虎雄君

山村 健君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 増田 敏男君

法務大臣政務官 中野 清君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動

三月二十六日

辞任 補欠選任

保利 耕輔君 水野 賢一君

同日

辞任 補欠選任

水野 賢一君 保利 耕輔君

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ち、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の各代表者に出席を要請いたしました。出席が得られませんでした。やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入るのですが、質疑の申し出がありませんので、これを省略いたします。

この際、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対し、吉田幸弘君外一名から、自由民主党及び公明党の共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。吉田幸弘君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○吉田(幸)委員 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の要旨は、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案において、「平成十五年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」、また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案において、「平成十五年四月一日」、「同月二十一日」となっている施行期日を「公布の日」、「平成十五年四月二十一日」に、それぞれ改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山本委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 これより両案及び両修正案を一括して討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、吉田幸弘君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、吉田幸弘君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次回は、来る四月一日火曜日午後一時二十分理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「平成十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

修正案	原案
(略) 附則 この法律は、公布の日から施行する。	(略) 附則 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「平成十五年四月一日」を「公布の日」に、「同月二十一日」を「平成十五年四月二十一日」に改める。

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

修正案	原案
(略) 附則 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。 2 (略)	(略) 附則 1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。 2 (略)